

学校部活動の地域展開等の推進に係る支援について

学校部活動は、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいですが、急激な少子化の進展に加え、学校における働き方改革の観点から、従前の運営体制では維持が困難になっている。

国においては、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への転換を推進することとし、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」により令和7年5月に提出された「最終とりまとめ」では、令和8年度から13年度を「改革実行期間」として、この期間内に、休日については、原則、全ての学校部活動を地域クラブ活動に転換することを目指し、平日については、地域の実情等に応じた取組を進めることとされた。これまで各自治体においては、国の支援を活用しながら、学校部活動の地域展開等に取り組んできたが、地域の有する人的資源や財源等に限りがある中、国からの財政支援が継続的に得られるかが不透明であり、更に国の有識者会議において検討されている地域クラブ活動に関する認定制度等への対応が生じることに加え、教員が運営の大部分を担っている大会の見直しなど、自治体単独では対処が困難な諸課題が、地域展開等を進める上での障壁となっている。国において、地域展開等により目指す子供たちの活動機会のあり方と、そこに至るまでの改革実行期間における進め方について、諸課題への対応や、国からの財政支援のあり方も含め、現実的で持続可能な内容にて早期に示すことが必要である。

地域クラブ活動への転換については、多様で質の高い指導者を確保し、持続可能な運営体制を構築する必要がある一方で、担い手となる人材や団体等には限りがあり、今後、地域展開等の全国的な進展に伴い、担い手不足に起因して、指導者報酬を含めた運用経費が高騰し、自治体の負担が過大となることが懸念される。国において、実証事業後の新たな支援制度を創設するにあたっては、各自治体において持続可能な運営体制が構築できるよう、十分な財政措置を行うことが望まれる。

また、とりわけ多くの学校数及び生徒数を抱える首都圏では、地域展開等の推進に際し、担い手となる人材について、各地域で継続的な掘り起こしをすることが欠かせず、地域クラブの指導者や部活動指導員という特

殊な勤務形態に鑑み、民間事業者等の一層の協力を得る必要がある。そのため、従業員の柔軟な働き方や副業制度の整備等を行う民間事業者等への税控除制度の創設など、実効性のある支援に取り組むことが必要である。

更に、部活動指導員については、地域クラブ活動への転換がされるまでの当面の手法とされているが、地域によっては、運営団体・実施主体の確保が難しい等の理由から、部活動指導員の配置が実情に合った手法として選択されている状況も踏まえ、補助制度の拡充が望まれる。現行の制度においては、同一の学校における同一の部活動への配置は補助対象期間が最長5年であることに加え、報酬における1時間当たりの補助単価が全国一律で1,600円が上限とされており、研修受講時間に関する費用や、民間事業者等の第三者へ委託した際の費用は補助対象外である等、部活動指導員の量の確保と質の向上に対する支援としては十分ではない。

将来にわたり、子供たちが継続的にスポーツ及び文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、学校部活動の地域展開等を推進すべく、次の事項を国へ要望する。

- 1 学校部活動の地域展開等により国が目指す子供たちの活動機会のあり方と、そこに至るまでの改革実行期間における進め方について、現実的で持続可能なものとなるよう検討し、早期に詳細かつ明確に示すこと。その際、解決が必要な諸課題への対応や、国による支援体制についても、同様に明示すること。
- 2 地域クラブ活動への転換について、今後全国的な進展に伴い、担い手不足等により、運用経費が高騰し、自治体の負担が過大になると懸念されることから、安定的・継続的に取組が進められるよう、十分な財政措置を行うこと。
- 3 学校部活動の地域展開等の担い手となる人材の確保につながるよう、従業員の柔軟な働き方や副業制度の整備等を行う協力民間事業者等へのインセンティブ制度の創設等、実効性のある支援策に取り組むこと。

- 4 部活動指導員の配置について、補助単価の引上げ、補助対象期間の拡大、民間事業者への委託費を補助対象経費に含める等、財政支援を拡充すること。

令和7年 月 日

文 部 科 学 大 臣 松 本 洋 平 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎